別紙 【0-20240601 介護】

【料金表】

(単位数×大阪市2級地の掛け率11.12で計算)

<訪問介護>

	サービス提供時間数	20	分未満		分以上 分未満			分以.間未			間以上 さ増すごと
区分	サービス提供時間滞	利用料	利用者 負担額 [1]:1割負指 [2]:2割負指 [3]:3割負持	且	利用 負担 [1]:1 [2]:2 [3]:3	旦額 割負担 割負担	利用料	負 [1]:1 [2]:2	用者 担額 割負担 2割負担 3割負担	利用料	利用者 負担額 [1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
	昼間	1,812∄	[1] 18: [2] 36: [3] 54:	3月 2,713月	[1] [2] [3]	272 FI 543 FI 814 FI	4, 303 ∄	[1] [2] [3]	431 ∏ 861 ∏ 1, 291 ∏	6,305円 に 911円 を加算	[1] 631 H + 92 H [2] 1, 261 H + 183 H [3] 1, 892 H + 274 H
身体介護	早朝・夜間	2, 268 🖺	[1] 22' [2] 45- [3] 68:	3,391 円	[1] [2] [3]	340 円 679 円 1, 018 円	5, 382 ∄	[1] [2] [3]	539 ∏ 1, 077 ∏ 1, 615 ∏	7,884 円 に 1,145 円 を加算	[1] 789 A + 115 A [2] 1,577 A + 229 A [3] 2,366 A + 344 A
	深夜	2, 724 ∄	[1] 27; [2] 544; [3] 818	4,069円	[1] [2] [3]	407 月 814 月 1, 221 月	6, 460 ∄	[1] [2] [3]	646 Fl 1, 292 Fl 1, 938 Fl	9, 463 円 に 1, 367 円 を加算	[1] 947 H + 137 H [2] 1, 893 H + 274 H [3] 2, 839 H + 411 H
					分以上 分未満		45	分以」	Ŀ		
生活	昼間			1,990 🖪	[1] [2] [3]	199 円 398 円 597 円	2, 446 凡	[1] [2] [3]	245 ∏ 490 ∏ 734 ∏		
生活援助	早朝・夜間			2, 490 円	[1] [2] [3]	249 円 498 円 747 円	3, 058 ∄	[1] [2] [3]	306 月 612 月 918 月		
	深夜			2, 991 ∄	[1] [2] [3]	300 円 599 円 898 円	3, 669 ∄	[1] [2] [3]	367 ℍ 734 ℍ 1, 101 ℍ		

・身体介護サービスに引続き生活援助を行った場合、身体介護利用料に下記の金額を加算

ス件が設力 これら近続と上間接効と行うた物は、ス件が設力が行に下間や並続と効果												
					分以上 分未満			分以」 分未満		70 3	分以上	-
生活	昼間			722 <u>∏</u>	[1] [2] [3]	73 ℍ 145 ℍ 217 ℍ	1, 445 ∄	[1] [2] [3]	145 ∏ 289 ∏ 434 ∏	2, 168 🖺	[1] [2] [3]	217 用 434 用 651 用
生活援助	早朝・夜間			900円	[1] [2] [3]	90 円 180 円 270 円	1,812 ∏	[1] [2] [3]	182 ∏ 363 ∏ 544 ∏	2, 713 月	[1] [2] [3]	272 月 543 月 814 月
	深夜			1,089 🖪	[1] [2] [3]	109 円 213 円 327 円	2, 168 🖺	[1] [2] [3]	217 円 434 円 651 円	3, 258 ∄	[1] [2] [3]	326 月 652 月 978 月

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前 6時 から	午前 8時 から	午後 6時 から	午後 10 時 から
	午前 8時 まで	午後 6時 まで	午後 10時 まで	午前 6 時 まで

<介護予防型訪問サービス>

介護予防訪問介護費	利用料	利用者負担額 [1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
訪問型サービス費(I) ※週1回程度の利用が必要な場合(要支援1・要支援2)	13, 077 円/月	[1] 1,308 円/月 [2] 2,616 円/月 [3] 3,924 円/月
訪問型サービス費(Ⅱ) ※週2回程度の利用が必要な場合(要支援1・要支援2)	26, 120 円/月	[1] 2,612 円/月 [2] 5,224 円/月 [3] 7,836 円/月
訪問型サービス費(Ⅲ) ※(Ⅱ)を超える利用が必要な場合(要支援 2)	41, 444 円/月	[1] 4, 145 円/月 [2] 8, 289 円/月 [3]12, 434 円/月

<生活援助型訪問サービス>

介護予防訪問介護費	利用料	利用者負担額 [1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
生活援助型訪問サービス費(I) ※週1回程度の利用が必要な場合(要支援1・要支援2)	9, 874 円/月	[1] 988 円/月 [2] 1,975 円/月 [3] 2,963 円/月
生活援助型訪問サービス費(II) ※週2回程度の利用が必要な場合(要支援1・要支援2)	19, 726 円/月	[1] 1,973 円/月 [2] 3,946 円/月 [3] 5,918 円/月
生活援助型訪問サービス費(Ⅲ) ※(Ⅱ)を超える利用が必要な場合(要支援2)	31, 302 円/月	[1] 3, 131 円/月 [2] 6, 261 円/月 [3] 9, 391 円/月

[加算]

加算項目	算定回数等	利用料	利用者負担額 [1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
特定事業所加算(I)	1回につき所定単位数の 20/100	左記単位数に掛け率を 乗じた金額	[1] 左記の1割 [2] 左記の2割 [3] 左記の3割
緊急時訪問介護加算	1回の要請に対して1回	1, 112 円	[1] 112 円 [2] 223 円 [3] 334 円
初回加算	初回のみ	2, 224 🖺	[1] 223 円 [2] 445 円 [3] 668 円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位/月	1, 112 円	[1] 112 円 [2] 223 円 [3] 334 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	2, 224 円	[1] 223 円 [2] 445 円 [3] 668 円

「加算〕続き

加算項目	算定回数等	利用料	利用者負担額 [1]:1割負担 [2]:2割負担 [3]:3割負担
介護職員等処遇改善加算 (新加算)(I)	所定単位数の 245/1,000	左記単位数に掛け率を 乗じた金額	[1] 左記の1割 [2] 左記の2割 [3] 左記の3割

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画 に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。
 - なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画 の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て複数の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額を人員数に応じて換算することになります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- ※ 緊急時訪問介護加算は利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と 連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等は居 宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算(I)は、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通 所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算(II)は、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき加算します。